

# 平成26年12月前期定例会 議事録

(1/6)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・開催日時 平成26年12月15日（月曜日）15時00分～16時35分</li><li>・開催場所 人事委員会室</li><li>・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員<br/>（事務局）社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事<br/>毛利係長 植松係長 牛島係長 寺田主査</li></ul> |
|---|

## ○議事事項

### 1 平成26年11月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により給料月額が改定されることに伴い、昇格時号給対応表の改定を行う。

（施行期日等）公布の日（平成26年12月19日）から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（改正内容）

- (1) 本年4月1日付けで防衛医科大学校に新設された医学教育部看護学科に係る学歴免許等の区分を定めることとした。（別表第17 関係）
- (2) 給料月額の改定に伴い、昇格時号給対応表を改定することとした。（別表第28～別表第28の8 関係）

### 3 「平成26年改正給与条例附則第3条又は改正学校職員給与条例附則第2条の規定に基づく号給の調整について（通知）」の制定について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第3条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第2条に基づき、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について定める。

（適用期日）平成26年4月1日

（制定内容）

適用日前（平成18年4月1日から適用日の前日まで）において昇格をした職員（給与決定上昇格をしたとされた者等を含む。）について、適用日前に行われた昇格が適用日に行われたとした場合の適用日に

おける号給が、適用日における号給より有利な場合は、当該有利な号給をもって適用日における号給とすることができる。

#### 4 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の制定について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正により、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）に遡って特定任期付職員に係る給料月額が改定されることに伴い、適用日の前日において、特定任期付職員に適用される給料表の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の給料月額の切替えについて定める。

（施行期日）公布の日（平成26年12月19日）

（制定内容）

適用日の前日において最高の号給を超える給料月額を受けていた特定任期付職員の適用日における給料月額は、適用日の前日における給料月額に1,000円を加えた額とすることとした。

#### 5 初任給調整手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部改正により、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する。

（施行期日）公布の日（平成26年12月19日）から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（改正内容）

医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職（医師及び歯科医師）に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、経過期間に応じた支給額について改定を行うこととした。（別表関係）

#### 6 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正により、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する。

（施行期日等）公布の日（平成26年12月19日）から施行し、平成26年12月1日から適用する。

（改正内容）

勤勉手当の成績率の上限を以下のとおり改めることとした。（第12条関係）

	現 行	改正案
再任用職員 以外の職員	135/100 以内	165/100 以内
特定幹部職員	175/100 以内	205/100 以内
再任用職員	65/100 以内	75/100 以内
特定幹部職員	85/100 以内	95/100 以内

※勤勉手当の成績率の上限は、勤勉手当の標準の支給割合の2倍の率で設定している。

【勤勉手当の支給割合＝勤務期間による割合（期間率）×勤務成績による割合（成績率）】

## 7 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例が施行されたことにより、期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部を改正する。

（適用年月日）平成26年12月1日

（改正内容）

○第27項（勤勉手当の成績率を定めるにあたっての勤勉手当の総額の範囲）

	現 行	改正案
再任用職員 以外の職員	67.5/100	82.5/100
特定幹部職員	87.5/100	102.5/100
再任用職員	32.5/100	37.5/100
特定幹部職員	42.5/100	47.5/100

## 8 「勤勉手当の成績率の運用について（通知）」の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例が施行されたことにより、勤勉手当の成績率の運用について（通知）の一部を改正する。

（適用年月日）平成26年12月1日

（改正内容）

○第1項（再任用職員以外の職員が懲戒処分を受けた場合の成績率の基準）

		現行	改正案
特定幹部職員 以外の職員	停職	32.5/100	40/100
	減給	41.5/100	51/100
	戒告	50/100	61.5/100
特定幹部職員	停職	28.5/100	33.5/100
	減給	46.5/100	55/100
	戒告	65/100	76.5/100

○第2項（再任用職員が懲戒処分を受けた場合の成績率の基準）

		現行	改正案
特定幹部職員 以外の職員	停職	18.5/100	21.5/100
	減給	23/100	26.5/100
	戒告	28/100	32.5/100
特定幹部職員	停職	14/100	15.5/100
	減給	23.5/100	26.5/100
	戒告	33/100	37/100

## 9 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正により、佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する。

（施行期日）公布の日（平成26年12月19日）

(改正内容)

- (1) 伝染病作業手当の名称を、防疫等作業手当に改めることとした。(第6条及び様式第1の5関係)
- (2) 防疫等作業手当の支給対象となる作業等について定めることとした。(第6条関係)
- (3) 防疫等作業手当の1日当たりの手当の額を定めることとした。(第6条関係)

## 10 「伝染病作業手当の運用について(通知)」の廃止について

廃止理由について説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

「佐賀県職員特殊勤務手当支給規則」の改正により、伝染病作業手当(改正後:防疫等作業手当)の支給対象となる疾病に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症が規定された。

現行では、新型インフルエンザ等感染症を伝染病作業手当の対象とすることについては、改正前の規則第6条の「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」として人事委員会通知により定めていたが、上記の規則改正により通知で定める必要がなくなったため。

## 11 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正により、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する。

(施行期日)平成27年1月1日

(改正内容)

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正により、教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務の上限額が2,400円から3,000円に引き上げられることに伴い、以下のとおり部活動指導業務の手当額を改正することとした。(第5条第2項)

現行額	改正額	摘要
1,200円	1,500円	
2,400円	3,000円	人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合

## 12 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

特別支援教育にかかわる教育職の給料の調整額の調整数の改定並びに佐賀県職員給与条例及び佐賀県

公立学校職員給与条例の一部改正により給料表が改定されることに伴う給料の調整額の調整基本額の改定を行う。

(施行期日等)

(1) 施行期日

公布の日(平成26年12月19日)。ただし、別表第1の改正規定は、平成27年1月1日

(2) 適用日

別表第2の改正規定 平成26年4月1日

(改正内容)

(1) 県立の特別支援学校の教諭等並びに市町立中学校及び市町立小学校の特別支援教育に直接従事することを本務とする職員等の給料の調整額の調整数を1.25から1に改定することとした。(別表第1関係)

(2) 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定することとした。(別表第2関係)

## ○報告事項

### 1 平成26年(不)第1号事案に係る釈明について

不服申立人から釈明書の提出があったこと及びその内容を報告した。

### 2 平成26年11月県議会における一般質問の結果について

平成26年11月県議会における人事委員会委員長への質疑及びその答弁の内容について報告した。

### 3 臨時教職員の健康診断に関する職員組合からの要請書について

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「臨時教職員の健康診断に関する要請書」について報告した。

### 4 職員団体からの要請に対する回答について

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「教職員賃金見直しに関する要請書」(平成26年11月25日付)の内容に関して、12月11日に実施した会見(事務局長対応)の概要について報告した。

## ○その他

### 1 行事予定について